# 契約番号　令和　年度第　　　　　号

様式３

個別避難計画作成業務委託契約書

 高島市（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、個別避難計画作成業務の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第１条 甲は、個別避難計画作成業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第２条 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和　年　月　日までとする。

（業務の実施方法）

第３条 甲は、乙に対し、個別避難計画の作成対象者（以下「対象者」という。）を通知する。

２　乙は、別添の個別避難計画作成手順書に基づき、対象者の個別避難計画を作成する。

３　乙は、個別避難計画が完成したときは、遅滞なく「受託業務実施報告書」により、その結果を甲に報告する。

（受託者の義務）

第４条 乙は、個別避難計画の作成を介護支援専門員、相談支援専門員等の福祉専門職に行わせるものとする。

２ 乙は、甲と協力し、個別避難計画の作成に従事する者に対し、必要な研修の機会を確保し、その資質の向上に努めるものとする。

　（実施状況の報告等）

第５条　甲は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、乙に対して報告を求めることができる。

２　甲は、必要と認めるときは、委託業務の実施に関し、乙の事業所への立入調査を実施し、または必要な指示をすることができる。

（委託料）

第６条 甲は、本業務の委託料として、次に定める額を乙に支払う。

|  |
| --- |
| 個別避難計画作成１件当たり　７，０００円（消費税および地方消費税を含む。） |

（委託料の支払い）

第７条 乙は、受託業務完了後、甲に対して速やかに委託料を請求するものとする。

２ 甲は、第３条第３項の報告書が適正と認められ、乙から適正な請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第８条 乙は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第９条 乙は、受託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合は、この限りでない。

（事故発生時の対応）

第１０条 乙は、受託業務の遂行過程において事故が発生したときは、速やかに甲に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

２ 乙は、受託業務の遂行過程において対象者に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（関係書類の整備）

第１１条 乙は、受託業務に関する書類を整備し、厳重に保管しなければならない。

２　前項の書類の保管期間は、当該個別避難計画を作成した年度の翌年度から起算して、３年間とする。

（秘密の保持）

第１２条 本業務に従事する者は、本業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これらの職を退いた後も、同様とする。

（契約の解除）

第１３条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　対象者の心身の状態の変化、死亡、転出等により計画作成が困難となったとき。

⑵　不正な計画作成を行うなど、本契約または本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（疑義の解決）

第１４条 本契約に定める事項その他業務遂行上において疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

（その他）

第１５条 本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保持するものとする。

 令和　　年　　月　　日

 （甲）委託者　　所在地　 滋賀県高島市新旭町北畑５６５番地

 　 名　称 高島市

 　 　 　　 高島市長

 （乙）受託者　　所在地

 　　 　名　称

 　　 代表者